○農林水産省告示第二千三百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月二十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　和歌山県海草郡紀美野町花野原字峠谷四九二・四九七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月二十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　大分県中津市山国町槻木字節迫二五九七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月二十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　大分県中津市山国町小屋川字堤ケ迫一四二から一四四まで、字松尾一四七、一五〇の二、一五二、一五四の一、一五八の一、一五九、字小場ノ原一六〇、一八一、一八二、一九〇の二、一九一から一九三まで、字鳥ノ巣二六四、二六五、二六七、二六八、二六九の一、二六九の二、二七〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字堤ケ迫一四三（次の図に示す部分に限る。）、一四四、字松尾一五九・字小場ノ原一六〇・一九二・一九三・字鳥ノ巣二六八・二六九の一・二六九の二（以上七筆について次に図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月二十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　大分県日田市天瀬町馬原字金取四一五五の四から四一六五の六まで、四一七〇、四二〇九の四（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字金取四一六五の五・四一六五の六・四一七〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十月二十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府舞鶴市字余部上小字森ケ奥一〇五八一の三（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を京都府庁及び舞鶴市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百二十三号

電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）第三条の三第一項の規定に基づき、電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第四条第四項第二号の指定を受けた次の養成施設の名称の変更届出があったので、その旨を公示する。

平成二十七年十月二十二日

新名称	旧名称	変更年月日
近畿コンピュータ電子専門学校　電子科　電気工事専攻	近畿コンピュータ電子専門学校　電子科　電気工事コース	経済産業大臣　林　幹雄　平成二十七年十月一日

○経済産業省告示第二百二十四号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十九条の三及び第三十九条の五の規定に基づき、次のとおり認定したので、同法第七十四条の二第一項第一号の二の規定に基づき、公示する。

平成二十七年十月二十二日

経済産業大臣　林　幹雄

○農林水産省告示第二千三百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十月二十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府舞鶴市字余部上小字森ケ奥一〇五八一の三（次の図に示す部分に限る。）、一〇五八一の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を京都府庁及び舞鶴市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十月二十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　熊本県球磨郡あさぎり町岡原北字土手谷一三八九の二、一三八九の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千三百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十月二十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市福部町久志羅字榎山七〇六の七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　農道用地とするため